

令和7年度千葉県副業人材マッチング支援事業業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度千葉県副業人材マッチング支援事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「令和7年度千葉県副業人材マッチング支援事業業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、千葉県が作成する。

3 業務の目的

テレワーク等を活用した副業という新しい働き方の普及は、都市部の人材を地域の担い手として確保できる可能性を広げるほか、本県の関係人口の創出に繋がり、将来的には二地域居住・移住にも繋がることが期待される。そこで、民間人材ビジネス事業者が運営する人材プラットフォーム機能を活用し、金融機関や商工団体（支援機関）と連携を図り、地域企業等と専門能力を持つ副業人材をマッチングさせることで、県内の地域企業の課題解決を通じた関係人口創出を図る。

※人材プラットフォームとは、民間人材ビジネス事業者が運営する副業人材のマッチング用ウェブサイト（オンライン上のマッチングサービス）を指す。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 事業対象

（1）対象地域

香取、海匠、山武、長生、夷隅、安房及び君津地域の各市町村とする。

※地域活性化や関係人口の増加を実現するため、少子高齢化や人口減少が進む県内の条件不利地域を含む上記7地域に限定して実施する。

（2）対象事業者

上記（1）の地域に主たる又は従たる事務所及び事業所を置く中小企業等。

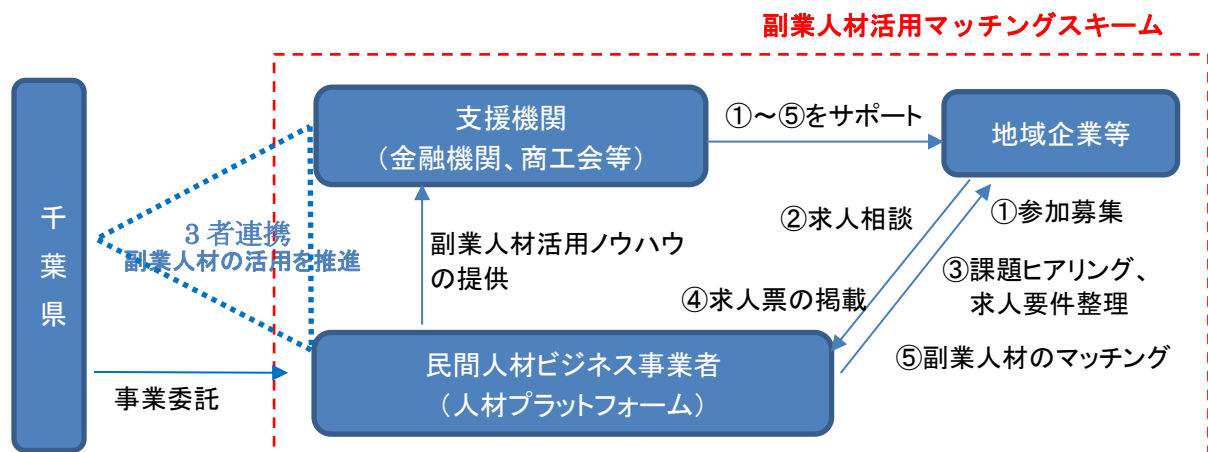
（中小企業のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、認可法人、組合、有限責任事業組合（LLP）、地域の活性化を推進するための任意団体等を含む。自治体を除く。以下、「地域企業等」という。）

6 事業概要

委託事業のイメージは下記図のとおりである。

○事業イメージ：下記図のとおり

令和5年度～（3年間程度の実施を想定）



（1）県

- 副業人材の活用に関して、地域企業等が支援機関による支援を受けながら、活用を図ることが定着していくスキームを構築。

（2）民間人材ビジネス事業者

- 県から事業を受託し、自社の人材プラットフォームの活用を図りながら、地域企業等へのセミナーの開催や求人の要件整理など、地域企業等に対する副業人材活用全般の支援を行う。
- 副業人材活用マッチングスキームが地域で展開されていくために、支援機関への副業人材活用ノウハウの提供（支援機関向け勉強会開催、企業への支援ノウハウ伝授）を行う。

（3）支援機関

- 民間人材ビジネス事業者が行う地域企業等に対する副業人材活用全般の支援をサポートする。
- 県・地域企業等と連携し、副業人材活用マッチングスキームの定着に向けた検討を行う。

7 委託業務内容

（1）県、支援機関との連携体制の構築支援

- 受託者は、支援機関と、県との協力体制を構築するため、支援機関となる金融機関や商工団体等と事前調整を行うこと。
- 支援機関候補は、各地域で1者以上を選定することが望ましい。複数地域で同一の支援機関を選定することも可とする。
- 受託者は、支援機関が人材プラットフォーム機能を活用して副業人材と地域企業等をマッチングできるよう、地域企業等への支援のノウハウを指導すること。

(2) 支援機関向け勉強会の開催

- ・ 受託者は、金融機関（銀行、信用金庫等）、商工団体（商工会、商工会議所等）、市町村等を対象に勉強会を開催し、県・支援機関の連携による、地域企業等での副業人材活用の推進を促すこと。
- ・ 勉強会の開催にあたっては、支援機関の要望を聴取して内容を決定すること。また、勉強会は支援機関全体向けに開催するとともに、支援機関を個別に訪問し、支店の営業担当等に対しても積極的に開催すること。
- ・ 勉強会の開催においては、会場の確保等開催に係る一切の事項に対応すること。
- ・ 地域に根ざす金融機関や商工団体等に対し、幅広く参加を呼び掛けること。
- ・ 勉強会においては、本事業の趣旨のほか、支援機関の役割等を説明することとし、効果的な勉強会を実施すること。
- ・ 支援機関全体向けの勉強会のほか、地域企業等からの応募状況等を踏まえ、必要に応じて適宜、支援機関を個別に訪問し、勉強会を実施すること。

(3) 地域企業等への周知

- ・ 受託者は、本事業へ参加する地域企業等を募集するため、支援機関の意向を確認し、必要に応じて地域企業等を対象としたセミナー等を開催すること。また、支援機関と連携して、地域企業等へ幅広い手段で周知を行うこと。
- ・ セミナー等の開催について、自社のウェブサイト、各種SNS、紙媒体、支援機関による広報等を使い、地域企業等へ複数の手段で幅広く参加を呼び掛けること。
- ・ セミナー等の会場や備品の用意、講師の選定と招聘、参加者（地域企業等）への周知、当日の配付資料作成と印刷等、セミナー等の開催に係る全ての準備と調整を行うこと。
- ・ セミナー等では次の事項を説明し、本事業への参加を促進すること。
 - ① 本事業の趣旨
 - ② 本事業で地域企業等が受けることができるサービスやメリット等
 - ③ 副業人材の求人にあたり、受託者と支援機関によるマッチング支援が受けられること

(4) 地域企業等と支援機関向けの動画及び冊子等の作成

- ・ 支援機関が本事業を周知する際に活用できるよう、事業の概要、趣旨、内容、参加方法、メリット、副業人材活用における優良事例等についてわかりやすく説明した動画、冊子等を作成すること。なお、地域企業向けの動画、支援機関向けの動画をそれぞれ作成すること。

(5) 人材プラットフォーム機能内での本事業専用の千葉県特集ページの構築と運営

- ・ 受託者は、自社が所有する副業人材のマッチング用ウェブサイト（人材プラットフォーム機能）を用い、本事業専用の特集ページを速やかに立ち上げること。

- ・ セミナー開催までに、特集ページを自社の人材プラットフォーム機能上に準備し、セミナー開催後は即時事業を開始できるよう備えること。
- ・ 特集ページにおいて、地域企業等の求人内容を掲載するとともに、副業人材からの応募を受け付けること。
- ・ 特集ページには、地域企業等の名称、業種、必要な人材、副業人材への委託金額、イメージ画像、詳細な募集要件（勤務地、求めるスキル、課題の所在、年齢、テレワークが可能かなど副業のスタイル、最寄り駅等）についてわかり易く掲載すること。
- ・ 特集ページの構造や特徴に関して、企画提案概要説明書において、特集ページの想定画面を添付し説明すること。（様式第2号に添付すること。画像の枚数は10枚以内とすること。）
- ・ 特集ページについて、閲覧数を増やすため、注目度の上がる仕掛けづくりを行うこと。また、仕掛けについて、具体的に企画提案に記載すること。

（6）人材プラットフォーム機能への求人掲載及び業務委託契約締結のサポート等、副業人材活用全般の支援

- ・ 本事業へ参加申込をした地域企業等に対し、金融機関等の支援機関と連携を図り、訪問等により、課題の聞き取りや副業人材の要件の整理を行い、特集ページに掲載する求人内容の作成を支援すること。なお、地域企業等への支援方法及び支援機関との協力方法について、企画提案の際に具体的に提案書に記載すること。
- ・ 求人内容が整理された後、特集ページに掲載すること。なお、人材プラットフォーム機能の利用料金については、本事業の委託料から充てることとし、本事業に参加する地域企業等からはシステム利用料の支払いを受けないこと。
- ・ 地域企業等と副業人材のマッチング及び、地域企業等と副業人材との業務委託契約締結を支援すること。この時、業務委託契約書のひな型の提示、金額の交渉、双方の危険負担に関する取り決め等、業務委託契約締結に必要となる一切の事項をサポートすること。

（7）地域企業等への事業参加後の振り返りインタビューの実施

- ・ 本事業へ参加した地域企業等に対し、副業人材との業務委託契約終了後に取り組を振り返るインタビューを行い、結果を特集ページへ掲載及びチラシ等の作成を行い、地域企業等によるさらなる参加を促進すること。

（8）自由提案

- ・ 本事業の趣旨や、テレワーク、ワーケーション等を活用した新しいライフスタイルが普及しつつある社会状況及び副業のニーズを踏まえ、関係人口創出に繋がる仕掛けづくりについて提案すること。

（9）業務の進行管理

- ・ 業務の実施にあたっては計画書を作成の上、進行管理を行うこと。

- ・ 本事業の成果等の進行状況等について、毎月10日までに県へ月例報告書を提出し、業務進捗状況について確認を受けること。
- ・ 月例報告書には、当月分及び累計のセミナー開催結果（セミナー参加地域企業等数と企業等の名称）、マッチング参加申込地域企業等数、マッチング成立件数、改善すべき事項、今後の予定等を記載し、データで提出すること。
（様式任意、写真掲載）
- ・ 業務の遂行にあたり、毎月1回以上、千葉県庁等で県担当者と定期的な打ち合わせを行うこととし、必要な資料や議事録を作成し県へ提出すること。また、打ち合わせには、必要に応じて支援機関も同席させること。
- ・ また、打ち合わせ以外でも随時メール・電話等でやり取りを行い真摯に対応すること。

（10）報告及び成果品

以下の内容を「実績報告書」としてまとめ、令和8年3月23日（月）までに納品すること。様式は任意とする。報告書には、現場の状況がわかる写真を掲載すること。

- ・ 活動実績（勉強会、セミナー開催実績）
- ・ 本業務を通じて成立したマッチングの実績（マッチング成立案件の事業者、取組内容、人材プラットフォーム機能への求人掲載件数、マッチング成立件数、特筆すべき業績を上げた取組とその要因に関する考察）
- ・ 本業務を通じて得られた知見、次年度に向けた改善点及び考察

8 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本業務の責任者・担当者を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

また、個人情報や企業の機密情報の流出等がないように必要な対策を講じるとともに、不測の事態に備えて適切に対応できる危機管理体制を構築すること。

9 経 費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

なお、企画提案の内容を満たさない場合は委託料を減額するものとする。

10 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- （1）受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28号（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて千葉県に無償で譲渡するものとする。

- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、千葉県及び千葉県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 千葉県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、千葉県の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物も成果品として千葉県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

1 1 業務の実施

- (1) 委託業務の実施にあたっては、受託者は千葉県と必要な協議及び打ち合わせを行い、千葉県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 契約書の内容は、別紙業務委託契約書(案)のとおりとする。
- (3) 委託契約締結後、社会情勢の変化等で本事業の内容の変更又は中止が生じる可能性がある。その場合の委託費用の取扱いに関しては、事業の進捗状況に合せて千葉県と受託者で協議の上決定する。
- (4) 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、随時協議の上、定めるものとする。